

「租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（案）」に関する意見の募集について

平成 31 年 2 月 12 日
厚生労働省医政局医療経営支援課

今般、「租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（案）」を定めることを検討しております。

つきましては、別添「租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（案）の概要」について、広く国民の皆様から御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記によりご提出ください。

記

1. 募集期間

平成 31 年 2 月 12 日（火）から平成 31 年 3 月 13 日（水）まで
（郵送の場合は、同日必着）

2. 提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行って下さい。

（2）郵送又はファクシミリの場合

別紙様式にて次の宛先に提出してください。

宛て先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医療経営支援課宛

ファクシミリ番号：03-3580-9644

郵送の場合、封筒等の表に「租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（案）について」と明記してください。

3. 提出上の注意

御意見等は日本語に限ります。また、個人の場合は氏名・住所・連絡先を、法人の場合は法人名・所在地・連絡先をそれぞれ明記してください。頂いた御意見等は、氏名・住所・連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権を害するおそれのあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただく場合があります。

なお、電話による御意見の提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

別紙様式

意見・提案提出用紙

厚生労働省医政局医療経営支援課 宛て

「租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（案）に関する意見」を提出します。

氏名（法人名）：

住所（所在地）：

電話番号：

メールアドレス：

件名：「租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（案）について」

御意見

--